

令和7年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議次第

日時 令和7年9月22日（月） 午前9時～
場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

・なし

5 その他

6 閉会

令和7年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和7年9月22日（月） 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時05分
- 2 開催場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室
- 3 出席委員 教育長 井 坂 庄 衛
委員 稲 生 耕 一（教育長職務代理者）
委員 坂 本 雅 子
委員 梶 本 梓
委員 松 信 亮 平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
- | | |
|--------------|-------------|
| 教育部長 | 仲 澤 勤 |
| 学校教育課長 | 斎 藤 隆 男 |
| 生涯学習課長 | 山 口 由 晃 |
| 教育指導室長 | 坂 本 篤 也 |
| 歴史博物館長 | 山 口 浩 史 |
| 学校教育課 係長 | 木 村 裕次郎 |
| 学校教育課 課長補佐 | 中 村 基 紀（書記） |
| 学校教育課 学校教育担当 | 栗 原 希（書記） |
- 6 議題
なし
- 7 その他
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議の大要

開会 午前 9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願ひいたします。
- 教育長** それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和7年かすみがうら市教育委員会9月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました8月定例会の会議録について、稻生委員より訂正のご連絡がありました。つきましては、会議前にお配りした資料のとおり、校正してよろしいか伺います。
- (「異議なし」の声あり)
- 教育長** それでは、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。
- (資料に基づき9～10月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教育長** よろしいでしょうか。
それでは、議事に入る前に、令和7年かすみがうら市議会第3回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より報告をお願いいたします。
- 教育部長** それでは別途配布しております、一般質問及び答弁の内容についての資料をお願いいたします。
令和7年市議会第3回定例会における一般質問及び答弁内容の概略です。
会期が令和7年9月2日から明後日までの9月24日までの23日間の予定です。
一般質問は先程もありましたが、9月17、18、19日の3日間でございました。
発言通告が9人の議員さんからありまして、そのうち教育行政に対する発言通告が追加の再質問も含めて6名の議員さんからございました。
資料は答弁内容ということで、1回目の答弁内容なので再質問について載っていませんが、かなり長くなってしまうので少し短めにご説明したいと思います。
まず1人目でございます。鈴木更司議員でございますが、市道の管理規制についてと青少年育成における白ポストの設置についての2つの質問に対しまして、1点目で市道の管理、規制について通学路としての選定基準や危険箇所の点検実績についての質問に対しまして、教育部長からの答弁で、通学路選定基準は歩道や横断歩道などの安全対策が施されている道路を優先し、歩道等がない道路に関しましても、できる限り安全な経路を

選んで、保護者から提出されております通学経路と調整して学校が最終的に決定します。

また危険箇所の点検につきましては、通学路交通安全プログラムに基づきまして、学校や保護者、警察、道路管理者、交通安全担当、教育委員会で構成します通学路安全推進会議を行い、PTA等の情報をもとに現地調査を行いまして、安全対策について協議をしています。

点検結果は各機関の対策を検討してホームページで公開しています。

これまでの対策としては、児童生徒の安全指導や見守り強化などのソフト面に加えまして、カーブミラーの移設や区画線や横断歩道の再整備などハード面をあわせて進めています。

今後とも関係機関と連携して通学路の安全確保に努めて参りますと答弁しています。

これに対しまして再質問では、通学路以外の道路を通行している生徒が見受けられ、生徒にはどういう指導をしているのかという質問がございました。

これに対しまして、登下校の安全配慮から指定の通学路を通学するよう指導致を行っていますが、児童生徒の個々の状況や交通事情により回り道をしなければならない場合もあります。

こうした場合は、学校及び保護者とも情報共有し、連携しながら、安全な登校ができるように図って参りますと答弁しています。

次に青少年育成に係る白ポストの設置についての質問に対しまして、4点ほど質問がありまして1点目が本市の青少年育成に係る組織の活動内容ということで、これも教育部長から答弁で青少年育成に関わる組織は主なものとして、青少年育成市民会議、子供会育成連合会、青少年相談員連絡協議会の3つあります。

そのうち中心的な役割を担っているのは青少年相談員です。

これは40人の相談員が非行防止や健全育成のために、街頭での声かけ、相談、条例の普及啓発などをあわせ社会の環境整備を行っています。

また青少年健全育成に協力いただける店舗等の登録を推進しまして、現在市内37店舗に協力をいただいて事業を進めていくという旨を答弁しています。

次に2点目では市立図書館での有害図書の取り扱いはどのように行われているのかの質問に対しまして、教育部長から答弁で県では条例により有害図書の指定と青少年への販売、貸付禁止を行っておりますが、市立図書館は、その趣旨から知る自由というものを保障するために、選書基準の中には、有害図書の除外記載というはありませんが、司書の会議の中で有害図書に該当する恐れのある図書を選定していないということで県の指定するような有名図書は、現在所蔵していないという旨を答弁してございます。

次に3点目、有害図書やDVD、ビデオテープ等の動画等の回収についてということで、これに対して教育部長からの答弁で、有害図書や動画メディアの回収は全国的には白ポストで行われていますが、本市では行っていない現状です。その代わりとして、有害図書を扱う商店やコンビニ等に対し、一般図書と区別して陳列するようなことを青少年相談員が巡回指導の際に行って、青少年の健全育成に努めている旨を答弁しています。

次に4点目です。白ポストの実績及び今後の設置計画ということで、教育部長から答弁で、本市では白ポスト設置実績がこれまでありませんでしたが、近隣の土浦市ではJR神立駅に設置しています。

こちらの状況でございますが、過去5年間の有害図書の回収状況は減少傾向にあります。

これについては、全国的にも同じような傾向で、これは電子媒体の普及により、その紙媒体などといったメディアのものが減ってきてのこと、この結果回収状況は減少していると思われていること、また県内では那珂湊駅などでもといった傾向があり、白ポストを撤去しているという事例もあります。

また白ポストの設置には、人員の確保や盗難、ごみの投棄などの管理問題があつたりしますので、費用対効果や近隣の状況を踏まえて、設置是非を検討しますという旨を答弁しています。

またその再質問のなかには、行政区内で実施される清掃作戦の中で、回収された有害図書の処分方法はどうのようにしたらいいのかという質問に対しまして、集められた有害図書は中身の見えにくい袋に入れて燃やすごみとして、区の集積所に出して欲しいという旨をお願いするとともに、区長会、委員の総会等で今後はといったものを周知していきますという旨を答弁しています。

次に2人目の久松議員からは2点の再質問がありました。

1点目が本市の道路行政について通学路スクールゾーンの維持管理整備についての中で、通学路交通安全プログラムで危険とされていながら、「現状維持」、「暫定措置」のままとなっているがどうのことなのかという質問に対しまして、本市の交通安全プログラムでは、廃止された通学路、学校等が統合されることによって通学路が変わってしまいます。

そうするとといった廃止された通学路や整備改修が必要ないと判断されたものなどを、「(済) 現状維持」というような表記をしています。

また、歩道や信号機の設置が困難な場所、道路等で土地の取得などといったものが必要なため困難な場所などでは、注意喚起の看板を設置することや立哨指導などまたは、外側線の引き直しなどの暫定的な措置を実施していることなどといった対応となっています。

今後は関係機関と連携し継続的に安全対策に取り組んでいる旨を答弁しています。

また次に2点目の、本市の自転車によるまちづくりで自転車の運転マナーと対策についての再質問で、市内7つの小中義務教育学校で指導を行っているということですが、毎年全校生徒を対象に行うべきではないかという質問に対しまして、教育部長答弁で通学手段や学校などの事情に応じて、学級活動などの時間を利用しており、対象学年や内容は、各学校の裁量で実施していること、またその内容は低学年では道路や歩道の歩き方、中学年で自転車の乗り方や基本ルール、高学年や中学生では自転車の安全な乗り方の動画視聴や講話を行っている旨を答弁しています。

次に3人目、塚本直樹議員からは、学校給食への地場産物活用並びに給食無償化について、地場産を活用した全国県内並びに本市の取り組みに対しまして、教育部長から答弁で、地場産品を学校給食に活用することは、食育の観点から効果的であり、本市でも積極的に取り組んでいること、全国の産地別の使用割合では金額ベースで56.4%、茨城県では74%と高くなっています。

品目ベースで言いますと、本県で年2回やっている調査をしていますが、県平均では、61.5%と68.8%であったこと、本市では同調査において54.9%と78.9%となっており概ね県平均と同等水準というような実績であったこと、またかすみがうら市産のお米などは100%取り入れていることや、地元産の野菜の使用の推進、県内産食材の確保にも努めていること、また昨年はオーガニック推進協議会が設置されまして、市内産の有機米や人参を提供いただいて、といったものをオーガニック給食として実施した実績がございました。

今後も関係機関と連携して地場産の活用を進めていきますという旨を答弁しています。

またその再質問の中で霞ヶ浦産の水産加工品、養殖文化の推進ということでの質問に対しまして、教育部長答弁で本市の学校給食ではこれまで漁協や水産加工組合の協力を得まして、かすみがうら市産のシラウオの佃煮やコイやナマズのフライ、最近ではコイさつまコロッケなどを提供しました。

頻度は多くありませんが、地域食材の活用等に取り組んでいくと、今後も関係機関と連携して、活用を進めていく旨を答弁しています。

次に2点目全国及び県内で進む給食費完全無償化の現状についての質問に対しまして、教育部長の答弁で全国では1794自治体中722自治体が学校給食の完全無償化を実施しています。

このうち547自治体がすべての小中学生を対象としていること、県内では昨年度の調査の中で、44自治体中16自治体が小中学校の完全無償化、4自治体が中学校のみの無償化です。

また、本市と同様に一部無償化ということで第2子、第3子という一部無償化を実施しているものは11自治体ですと答弁をしています。

次に3点目で国の動向を踏まえ、本市も早期に完全無償化を進めるべきと考えるが市の考えについて問うということで、教育部長からの答弁では、本市では市単独で学校給食の無償化を安定的に実施するには財源の確保が難しいこと、また令和5年度からは、臨時交付金を活用して一部の無償化や多子世帯への負担軽減を実施していること、また今年度も臨時交付金を活用した3ヶ月間の無償化を予定していることと実績を報告するとともに、やはり恒久的な財源確保が依然として難しいというなかで国の動向を踏まえて今、小学校の無償化というのが国の方でも動いていますので、そういうものを注視して検討して参りますというようなご答弁をしています。

また再質問の中で国において小学校の給食費が無償化になった場合、中学校の無償化はできないのかというご質問がございました。

これに対しまして市長からの答弁で、小学校の無償化が進めば、昨年度から実施している第2子の無償化の財源を切り換えまして、中学校の無償化に取り組みたい旨を答弁しています。

次に、4人目の佐藤文雄議員から2点の質問がございました。

1点目が子育てしやすいかすみがうら市についてということで、先程の塙本議員と同じ学校給食の無償化及び教材費の保護者負担の軽減ということでその進捗状況という質問に対しまして、教育部長から答弁で学校給食の無償化は塙本議員と同様の答弁となっています。

また教材については、カスタネットや彫刻刀など共通教材を市費で購入して進めてきたこと、また今年度は副教材の見直しやA.I.ドリルなどを活用しまして、保護者負担の軽減に努めている旨を答弁しています。

続いて2点目が修学旅行費の無償化について問うという質問に対しまして、教育部長から答弁で、修学旅行費の無償化は全国の一部の自治体で始まっています。

これは保護者負担の軽減や費用増加の背景がありますが、本市の財政事情ではなかなか難しい旨を答弁しています。

このため、保護者軽減に努められるよう修学旅行の時期や内容について、学校に働きかけていきますという旨を答弁しています。

次に、5人目、設楽健夫議員の質問です。

こちらにつきましては、旧保健センターということで霞ヶ浦南小学校の脇でございますが、そこに東消防署が移転することに対しての影響と安全

対策についての質問に対しまして、本年5月に教育委員会に報告しましたが、鳴動試験ということでサイレンを鳴らして音量調査を実施した結果で、その内容について基準値の60デシベルを超えるような場所が、何ヶ所かあったがその1つとしてプール棟前の駐車場が78デシベルという最も高い数字を示したわけですが、そこについてどのように教育委員会は考えていますかというような質問に対しまして、そこはあくまでも屋外であり、実際に駐車場などで授業を行う場所ではないので特段問題はないと考えている旨、また緊急車両が1点で流し続けるわけではなく移動するということで、議員から質問があり、学校の東側から北側の道路を通っていくことになりますが、その時にその78デシベルというものは校内でも響き渡るだろうというような質問に対しまして、車両通行は一時的なものであって長時間にわたって子供たちに影響を与えるものではないので、大きな影響はないであろうと考えていますという旨を答弁しています。

また、併せて児童生徒の中にはその突発的な音に対しまして、過敏に反応するという子がいるという中で、そういった児童の対策はに対し、南小に確認したところ、そこまでの児童は現時点ではいないこと、たとえそういうことが発生した場合には、専門的な知識を有する特別支援クラスの担任と支援員で対応することになりますという旨を答弁しています。

最後に6人目の石澤正広議員から登校時の熱中症対策についてということで、その実施状況についての質問に、教育部長から答弁で、本市の小中義務教育学校では熱中症対策として、登下校時に帽子の着用と水筒持参というのを指導していること、なかにはネッククーラーや日傘を使う子供も今増えてきています。

これは特別に要請して指導しているわけではないのですが使っている児童もいます。

また中学生は、指定のジャージーの半袖とハーフパンツということで登下校時の着用を認めています。

通学方法は学校によって、徒歩やスクールバス利用、自転車など様々ですでの、いろいろな指導で熱中症対策を、その都度適宜行って参りますという旨の答弁をしています。

また再質問の中で、小学校への徒歩の時間（通学の時間）、あとバス通学者の実際の通学時間、自転車通学者、中学生ですがそういった児童生徒の時間と距離について教えてくださいという質問に対しまして、小学校では、統合を行っていない下稻吉小学校、東小学校において、3キロ程度が最も長いであろう、その子たちの通学自体はおよそ50分と見込んでいること、またバス利用者は、遠いものでバス停までは基本的に1キロ以内というルールがありますので、その距離が最長であり、時間は大体15分～20分程度です。

また自転車通学は、基本的に6キロ以上はバス通学になりますので、通常であれば6キロ以下ですが、霞ヶ浦中に聞いたところ、10キロを超える生徒がいるという話なので、その子は40分程度かけて通っているというような答弁をしています。

またその答弁に対しまして、議員からの提案で、熱中症対策として、ネッククーラーというのは非常に有効であるということで、土浦市的一部の学校においては、ネッククーラーを冷やすための製氷機を設置し対策を進めている、保護者からも好評であるということで、本市ではどうですかというような提案に対しまして、ネッククーラーというのは熱中症対策の1つとしては有効ではあるのですが、市の学校に製氷機というのが、すべての学校に設置してあるわけではないので、そういったことも踏まえまして、今後熱中症対策ということで、様々なものを検討していきますという

旨を答弁して、全体の一般質問の方は終わりました。

教 育 長

ありがとうございました。

毎回教育委員会に対する質問は、数が多いのですが、今回 6 議員から質問が出ていまして、教育部長から説明がありました。今の報告等で気になる点やご質問等がありましたらお願ひします。

なお、設楽議員の消防署の意見についての質問の最後に、教育長はどういうお考えかと話がありましたので、教育委員会として答弁させていただきました。

確かに交通の混雑それからサイレンの音の問題はあるかもしれません。子供たちの命を守る、そして学校生活の安全、安心な学校生活を送る上では、非常にメリットが大きいと考えていますというような回答をさせていただきました。

この後、委員さんの皆さんにも、問い合わせ等があるかもしれませんので、教育委員会としては、デメリットよりもメリットの方が大きいということでお答えしていますので、よろしくお願ひします。

ご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

それでは、本日の付議案件の審議はありませんので、事業報告及び事業計画の事項に入っていきたいと思います。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

稻生委員、お願ひいたします。

稻 生 委 員

これからひたちの広場のケース会議があると思いますが、現在の活用状況、子供たちがどれくらい参加しているのかということと 10 月 18 日のつくば市の桜の体育館で行われる不登校児のイベントは、保護者も参加ということで、かすみがうら市の保護者も参加できるということですね。

どういうふうに伝えるのかというところをお話ししていただきたいです。

教 育 長

はい。ありがとうございます。

ひたちの広場の活用人数と、10 月 18 日のつながる縁日についての質問になります。教育指導室長、お願ひします。

教育指導室長

ひたちの広場の活用状況については、今、正確な数が申し上げられないで次回お伝えするようなことによろしいでしょうか。

つながる縁日に関しましては、10月18日に桜総合体育館で行われ、このイベントは水戸地区、県南地区、県西地区といろいろなところで開催されているイベントです。

保護者または子供本人も参加できるというイベントになっております。

市内の不登校傾向の家庭には、個別にチラシを配付しておりますので、そこで興味を持っていただければ、その保護者、本人などができるというような状況になっております。説明は以上です。

教 育 長

稻生委員、いかがですか。

稻 生 委 員

個別配付は大変だとは思いますが、やはりなかなか外に出られないということもあると思うのですが、興味があつたらどうですかと丁寧に対応やお話しをしていただければと思います。

保護者が興味を持たないことには、参加につながらないと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

教 育 長

このイベントには、私も以前に参加したのですが、県南の各市町村からいろんなブースが出まして、そこで担当者が待機していて、ここに来た方々が自由にそこでいろいろな相談ができるというイベントです。

あとは、不登校の保護者のディスカッションがあつたり、いろんなイベントが開かれて、縁日みたいにみんなで集まってわいわいしながらいろんな相談ができるという形です。

自由参加なので誰でも行くことができるものです。

市と関係ない地域の方が質問に来ることもありました。

ぜひ、不登校の保護者に周知を徹底していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それ以外いかがでしょうか。坂本委員、お願ひします。

坂 本 委 員

今の教育指導室長と教育長のお話と繋がってしまうのですが、例えばつながる縁日などといったところの個別配付、個別のお声掛けでの対応ということは、基本対象者というのとは小中学生ということですか。

それとも18歳未満ということですか。

教 育 長

教育指導室長、いかがですか。

教育指導室長

はい。今こちらの案内があるのですが、特に対象者については年齢が書かれていないので、フリースクールなどもありますので、高校生も対象となるのではないかと思います。

教 育 長

暫時休憩とします。

(休憩 午前9時46分)

(再開 午前9時47分)

教 育 長

再開いたします。坂本委員、お願ひします。

坂 本 委 員

特に深い意味はなくて、高校生が行くことができないのかということではなく、前々回に梶本委員からも報告があった児童館の利用者は小中学生

よりも高校生がすごく多いというようなお話があり、教育委員としての研修ではなく、別件のソーシャルワーカーの研修などでも、やはり高校生の居場所というのがとてもなくてというような話がありました。

義務教育じゃないために、すっぽつと抜けてしまうというところがあるのかなと思いました。もし何か友達と一緒に参加できるようなものであったならば、もしかしたらきっかけになるかもしれないなと思い、伺わせていただきました。ありがとうございました。

教 育 長

ありがとうございました。もし何か資料等あれば、後でください。

それ以外に質問等はいかがでしょうか。

松信委員、お願ひします。

松 信 委 員

就学時健康診断があると思いますが、来年度の就学者の見込み人数を教えてください。

教 育 長

学校教育課長、お願ひします。

学 校 教 育 課 長

今、正確な数字を把握していないのですが、200人弱、200人前後で、今後水曜日あたりには確定すると思います。なお、市内の児童生徒の総数は毎年100前後減っているところです。

教 育 長

松信委員、よろしいですか。

正式に確定するのはまだ先ですよね。

学校教育課長、お願ひします。

学 校 教 育 課 長

今月末には一旦確定すると思います。今後転入転出など年度末に向けてあり、今後転入予定です、学区内でも学区と学区の異動という相談なども就学時健康診断をホームページにアップしたところ少し相談もあり、また個別通知も送付しているので反応がある状況です。

最終確定には、随時動きがあるのですが、一旦今月末に確定します。

教 育 長

来月の委員会で報告をお願いします。よろしくお願ひします。

それ以外いかがですか。よろしいですか。

松信委員、お願ひします。

松 信 委 員

部活動指導員のコンプライアンス研修というのは、中学校対象だと思うのですが、ハンドボールもしかりですが、どの地域でも地域移行みたいな話になったときに、多くは小学校の団体の指導者が中学校も見ようかということが多く見られるので、小学校の指導者、市のスポーツ少年団もそこにあたると思うのですが、そこに対しても研修ができると中学校の部活の地域移行に向けてスムーズにいくのではないかと思います。

教 育 長

それでは、教育指導室長お願ひします。

教 育 指 導 室 長

この指導者の研修については、生涯学習課の担当で実施していただいているものになります。

教 育 長

それでは、生涯学習課長、よろしいですか。

生 涯 学 習 課 長

今、松信委員がお話しされたように小学校、スポ少も含めてということ

ろでその指導者の方が引き続きという形になる可能性もありますので、その方の研修については今後検討する方向で担当の方にも話してみようと思います。

教 育 長

松信委員、よろしいですか。

今後検討するということでよろしくお願ひします。

質疑がないようですので続いて、その他の事項に移ります。

その他報告事項又は質問等ありましたら、お願ひいたします。

せっかくの機会ですので何か、全く関係ないことでも結構ですが、学校教育、社会教育に関することで、何か気になることがありましたらお願ひします。松信委員、お願ひします。

松 信 委 員

給食費のことで、特に給食についてですが、自分の周りの方で一人で茄子を育てている方がいて、規格外の野菜が大量に出るという話があり、基本は規格外の野菜は捨ててしまうということで、再利用というかそれを給食に充てるということは印象が良くないのかもしれません、とはいえたまらないという思いもあり、規格外の野菜を活用できないかと思っています。

教 育 長

学校教育課長、いかがですか。

学 校 教 育 課 長

S D G s とかその関係からもまた食育の関係からもそういった活用というのは、個別にうまくできれば活用はあるのかなと個人的には考えています。

ただ、やはり生鮮食品などで難しいのは、1ヶ月前に献立が決まって、いついつのこの日に納品してくださいという学校給食の今の仕組みやルーチンでは、その当日の朝に納品するという原則があります。

廃棄だから、もったいないから取っておいて、その日に納品というのも、その契約先として、個別の農家さんと契約ができるかと考えると、正直地場産品の推奨の中で一番ハードルが高いところではあります。

給食でどこを気にしていくかいうと、安定的に安全安心でというなかで、今日は茄子が取れなかつたので、茄子を抜きましたというわけにもいかない話になります。

他市町村の事例ですと、生産組合を作られて、その組合から納品してもらうというやり方があります。

個人個人ということではなく、生産組合という仕組みが取れれば、規格外の野菜の活用も可能なのではないかと思っています。

今、市の取り組みでこの話に近いようなもので言うと、有機農法で育てた食材を利用したオーガニック給食が昨年度から期間は限定で実施されました。推進協議会から納品してもらう形で、人参は有機人参となります。多少は品ぞろえなどが悪いこともあります。提供された有機米は農薬を使うことができないため、病害虫などが発生し玄米の品質が一般流通の基準と合わない場合があります。

お米のオーガニックは、ほとんど消毒ができない、虫がつかないようになるような農薬が散布できないということで、実際に給食に使っているものもそういった規格外になっているものもあります。個人と個人のやり取りが発生するにしても、やはりオーガニック推進協議会というグループを作って納入していただいている。規格外の野菜の利活用は、給食でというよりかは、どちらかというと農業政策とも一緒にやっていかないと、なかなか進まない事業かなというふうには思いますので、ご理解をいただ

ければと思います。

教 育 長

松信委員、よろしいですか。

規格外の野菜の活用ということで、これは検討する余地が今後あると思いますので、よろしくお願ひします。

それでは稻生委員、お願ひします。

稻 生 委 員

オーガニック給食の実施もすばらしいと思うのですが、オーガニックに該当するようなお米や野菜を作っている方がいて協議会ができたという話がありましたが、どれくらいの方がいるのでしょうか。

私の周りには、オーガニックなお米や野菜を育てている方がいないので、かすみがうら市内の方なのか、市外の方なのか生産者の方が気になるので教えてください。給食へ提供できるだけの量を生産できているのでしょうか。

教 育 長

学校教育課長、お願ひします。

学校 教育 課 長

担当は農林部門で進めているのですが、学校教育課で聞いているのはオーガニック推進協議会の加盟でお米を作っているのは、昨年の実績ですと2軒（2名の方）、霞ヶ浦地区と千代田地区の地域で1軒ずつです。あとは、オーガニック給食で提供いただいたものとしては人参ですが、それは霞ヶ浦地区の方からです。

期間自体は、お米では、昨年の12月から1月半ばぐらいということで、丸々1年間を提供するような段階にはなっていません。

推進協議会では、安心安全な食材、要するに無農薬というところの食材ができればその価値を見出して、必ず消費者がついてくるだろうということで、推奨していきたいということです。

こういった事例は、オーガニックビレッジ宣言をしたのが、県内ですと常陸大宮市、あと笠間市と石岡市と当市で、当市が3番目ぐらいだったと思います。当市の後に石岡市となります。

一番の最先端な自治体というと千葉県のいすみ市ということで、そこでもやはり推奨が始まっているということです。

今後、農林部門では有機栽培（オーガニック）の食材を広げていきたいということですが、ただ先ほど規格外のお話もありましたが、生産量も下がること、お米ですと収量が少なくなる点もあります。ただ、品質ではJAS認定という認定を受けての農家ですので、そこはなかなか生産量のハードルが高いということで、そのお米自体は同じコシヒカリですが、付加価値をつけようということで、今市がバックアップしているので何とかなっている状況です。有機栽培（オーガニック）の食材の生産が多く広がり給食だけじゃなく、両輪で進むのが一番望ましい目標値ではないのかなとは考えています。

教 育 長

稻生委員、よろしいですか。

稻 生 委 員

本当に素晴らしい取り組みだと思いますので、ぜひとも作る方が増えてそれに伴い収入も増えて、安全安心なものが食べられるということは大事で特に子供たちに大事だと思うので、推進していただければと思います。オーガニックなものは、消毒ができないことや虫の問題などがあり大変だと思いますが、頑張っていただきたいと思います。

教 育 長

ありがとうございました。坂本委員、お願ひします。

坂 本 委 員

給食のところではないのですが、せっかくこういう機会がありますので質問させていただきます。

保幼小連携っていうところで、学校とそれから各小学校と幼稚園、保育園、こども園などの連携は、とてもきめ細やかにやっていただいています。実感としても、本当にいろんな発達段階の子供たちを、しっかり小学校のその前年度の1年生の担任の先生等とやりとりをして、どういう状況でどういう支援を受けていて小学校に入っていくのかというやりとりが、かなりできてきているなど実感をしています。

それを踏まえて、先の市議会の一般質問で大きな音が出たときにどう対処するのかというのがあったかと思うのですが、そういう子は必ず1人や2人は必ず学年にいて、その専門の先生や一緒にやっていくところでは、必要以上の大きな音を立てることは避けるようにみんなで関わろうねとなると思います。ただ発達段階としては、その大きな音が鳴った時に、自分がどう防ぐのかというところも、ちゃんと自分が理解していくようにしようということを、子供への段階ではどこまでできているのか小学校ではどうやるのかという連携ができていると思います。

小学校の先生とお話する機会があっても、やはりそういうことが事前にわかるということはとても大事なことで、とてもいい取り組みだと思うので、ぜひ今後も継続していただきたいなと思います。

部局が異なることもあると思うのですが、あともう1つは保幼小連携の小学校や幼稚園との連携のように、小学校と児童クラブの連携が十分にできているかというと、正直そこまではできていないということが現状かなと思います。市長さんとも少しお話をしたこともあるですが、やはり担当部が違うので、なかなかそこがうまくいかないというようなお話を伺っていて、大変なことも重々わかっているのですが、物を取られたなど児童クラブでの喧嘩など家族を含めた人間関係が小学校でのクラスの人間関係にそのまま小学校の教室に持ち込まれてしまうと思います。

そういうことを考えると、やっぱりそこもすごく重要で連携が必要ではないかというふうに思っています。市内にも公設民営、民設民営もあり対応もバラバラで児童クラブがあるかとは思うのですが、何か今の連携にプラスすることでもっと連携という枠組みができていくといいなと思います。

それは結局、クラスの教室の中の子供たちに直接つまり明日の子供たちの活動に反映しますし、逆に小学校のクラスの中のことが、児童クラブに持ち込まれたりすると思います。やはり学校にいるときほどは緊張していないので、緊張していないからこそそこで何か大きなトラブルに発展したりなんていうこともあると思いますので、連携の枠組みが徐々にもっと強化されていったらいいなと思っています。この場で答えが欲しいということではなくて、部、担当課が違うということも十分にわかっている上で、一応お話をさせていただきました。

教 育 長

ありがとうございました。

保幼小連携の充実は、学校でとても進んでいますので、確かに学校と児童クラブの連携というのも今後はぜひ必要になってくるのかなと思います。

教育委員会と保健福祉部の関係のため、なかなか難しいところではあるのですが、今後検討していく必要があるのかなと思いますので、貴重なご意見をありがとうございました。

それ以外いかがでしょうか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会 10月定例会は、令和7年10月24日（金曜日）午前9時から千代田コミュニティセンター小会議室Aで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の教育委員会9月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局

起立、礼。

閉会 午前10時05分

10 議決事項 なし